

ドイツにおける最近の労働市場改革

ペーター・ユーリッヒャー

ドイツでは 1998 年から 2001 年にかけて就業者数が目に見えて上昇し、失業者は 1998 年の年平均 430 万人から 2001 年の 380 万人に減ったが、このポジティブな傾向は長くは続かなかった。2001 年半ば以降、労働市場の状況は再び悪化した。失業者が再び増え始め、就業者数も落ち込んだ。特に社会保障義務のある就業者数が後退した。経済成長はほとんど見られず、社会保障制度への圧力も増した。

さらに、高い失業率のため何年も前から多くの人々が職場から締め出され、年々財政コストはふくらんでいる。2004 年だけで積極的労働市場政策に 195 億ユーロ、受動的給付(たとえば失業給付)に 306 億ユーロ、合わせて 500 億ユーロが支出された。労働市場はとくに僅少資格者にとって流動性に乏しい。失業者の 40% は僅少資格者だ。僅少資格者の失業率は全体の失業率の 2 倍以上となっている。

歴史とともに発展し、複雑で不透明な関係を持つに至った、国が定める 2 つの並立する社会的保護制度 連邦の失業給付と自治体が運営する社会扶助 が求職者の(労働への)統合を阻んでいる。

そのうえ、ドイツは人口の大きな変動を前にしている。これは今はまだ労働市場に現れてはいないが、将来、ドイツの経済立地や、労働市場、社会保障制度のありように大きな意味をもつことになるだろう。

このように多岐にわたる挑戦を、他の諸改革とともに、ドイツは労働市場の大規模な改革をもって乗り切ろうとしている。労働市場改革の主な目的は、経済・金融政策と連携を取りながら雇用を創出し、失業を減らすために、労働市場・雇用政策をできる限り効果的なものとする事だ。改革はしかしまた、国の生活保障と個人のイニシアチブに新たな均衡をもたらすために、国と国民との役割分担について新しい理解を定着させることも目指している。

労働市場改革の重要目的

- 職業紹介の質とスピードの向上、雇用行政を近代的サービス機関に再編
- 高年齢労働者の就業機会の向上、失業と就業を結ぶ移行のしくみの創設
- 失業克服に向け起業促進
- 失業給付と社会給付の統合

「新」労働市場政策は労働市場における近代的サービスに関する 4 つの法律からなってい

る。労働市場における近代的サービス第 I 法と第 II 法により労働市場への統合を早め、職業紹介プロセスを強化するために新しい労働市場施策が生まれた。労働市場における近代的サービス第 III 法により 失業保険と労働市場政策給付を規定する 社会法典第 3 編を徹底的に見直し、夥しい数の法令、とくに給付法を簡素化した。

これに加えて、第 III 法の本質的な部分はそのほか、民間の企業構造に倣って連邦雇用庁を近代的なサービス機関に再編するところにある。雇用エージェンシー（かつての労働局）は顧客センターに生まれ変わった。案件はなるべく「顧客窓口」での解決を目指す。連邦雇用エージェンシーは内容も一新して、労働市場対策の経済性と有効性という基準が強く前面に出された。

第 IV 法では失業扶助と社会扶助が新たに社会法典第 II 編の枠組で『求職者のための基礎保障』に統合された。この基礎保障は 15～65 歳の就労能力のある要扶助者の就業受け入れや就労維持を支援し、他に生活費を賄う術がない場合に当事者の生活を保障するものである。

目的はそれに加えて、就労能力のある要扶助者と長期失業者のケアの強化および彼らの活性化に注力することにある。これは地域のジョブセンターにおける集中的な個別ケア、および『支援と要請』という原則の徹底により可能となる。新法は多数の支援策を用意しており、就労能力のある要支援者は統合措置や、職や職業訓練の場を探す際に的確な支援を受けられる。

最近、労働市場における近代的サービス第 I～第 III 法の評価に関する中間報告が提出された。評価者にはドイツで最も重要な経済・労働市場研究所が名を連ねている。ただし同報告は未だ短い観察期間に基づいているため、最初の現状確認の域にとどまっている。

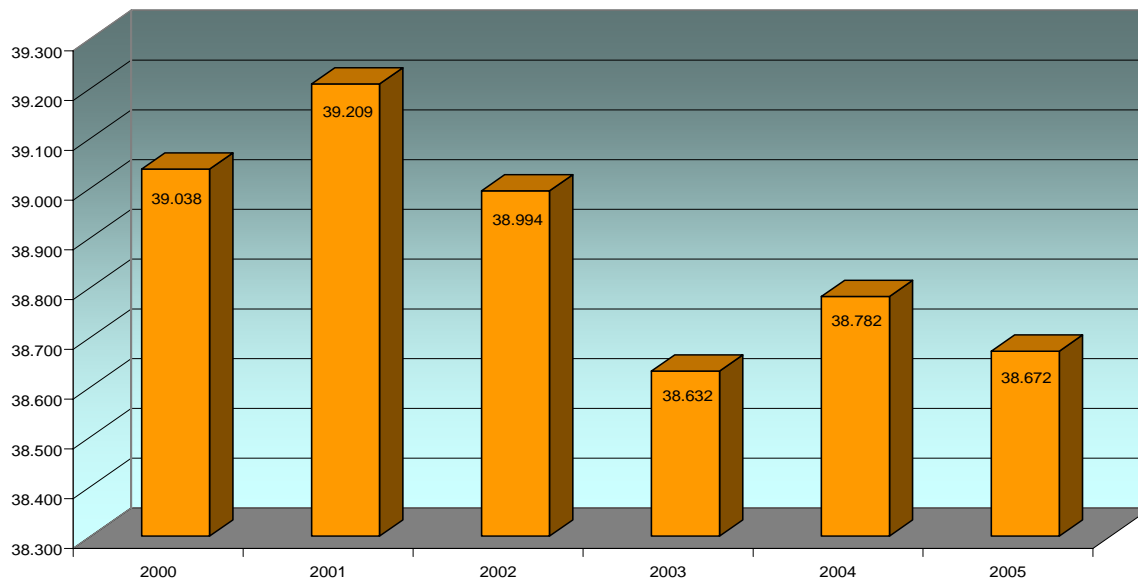
この中間報告には批判も含まれているが、評価している側面もある。重要な知らせは、雇用行政の再編がうまく行っているということだ。そのほか、使用者向けの統合助成金、起業支援、職業訓練支援、僅少雇用（ミニジョブ）に関する新しいルールなど、いくつかの重要な労働市場対策も功を奏している。

その他の施策に関しては、統合の目的が達成されていないか、達成されても十分とはいえないものであった。たとえば、職業紹介の第三者への委託、そして紹介クーポンの統合効果はこれまでのところ確認されていない。中高年雇用者の統合向上のための改革メニューもいくつか実施されているが、ここでも効果は見られない。

全体評価は今年も引き続き行われる。2006 年の最終報告をもとに、連邦政府は現在の積極的労働市場政策の整理と集約を行うことになるだろう。ちなみにまさに今、改革の最後の部分である失業扶助と社会扶助の統合に関する包括的評価集められているところだ。新しい求職者基礎保障制度も評価される段階にきている。

国内就業者数（単位：1,000人）

Erwerbstätige (Inländerkonzept)
in 1.000



失業者数（単位：1000人）

Arbeitslose
in 1.000

